

令和4年8月29日（月）

【照会先（最低賃金）】

神奈川県労働局 労働基準部 賃金室

室長 平本 賢一 監察監督官 吉田 光幸

（電話） 045(211)7354

【照会先（業務改善助成金）】

神奈川県労働局 雇用環境・均等部 企画課

課長 大屋 季之 課長補佐 佐藤 由華

（電話） 045(211)7357

報道関係者 各位

## 令和4年度「神奈川県最低賃金」が改正決定されます

- － 31円引上げ 時間額1,071円に －
- － 業務改善助成金の活用を －

神奈川県労働局長（局長 西村 斗利）は、下記のとおり「神奈川県最低賃金」について時間額1,071円（引上げ額31円）とする改正決定を行い、9月1日に官報公示を行います。

これにより、神奈川県最低賃金は、令和4年10月1日から1,071円に引き上げられることとなります。

### 記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	官報公示日	発効日
1,071円	31円	2.98%	令和4年9月1日	令和4年10月1日

- 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 今後、神奈川県労働局では、改正後の神奈川県最低賃金について、県内の事業場及び労働者にも広く周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。

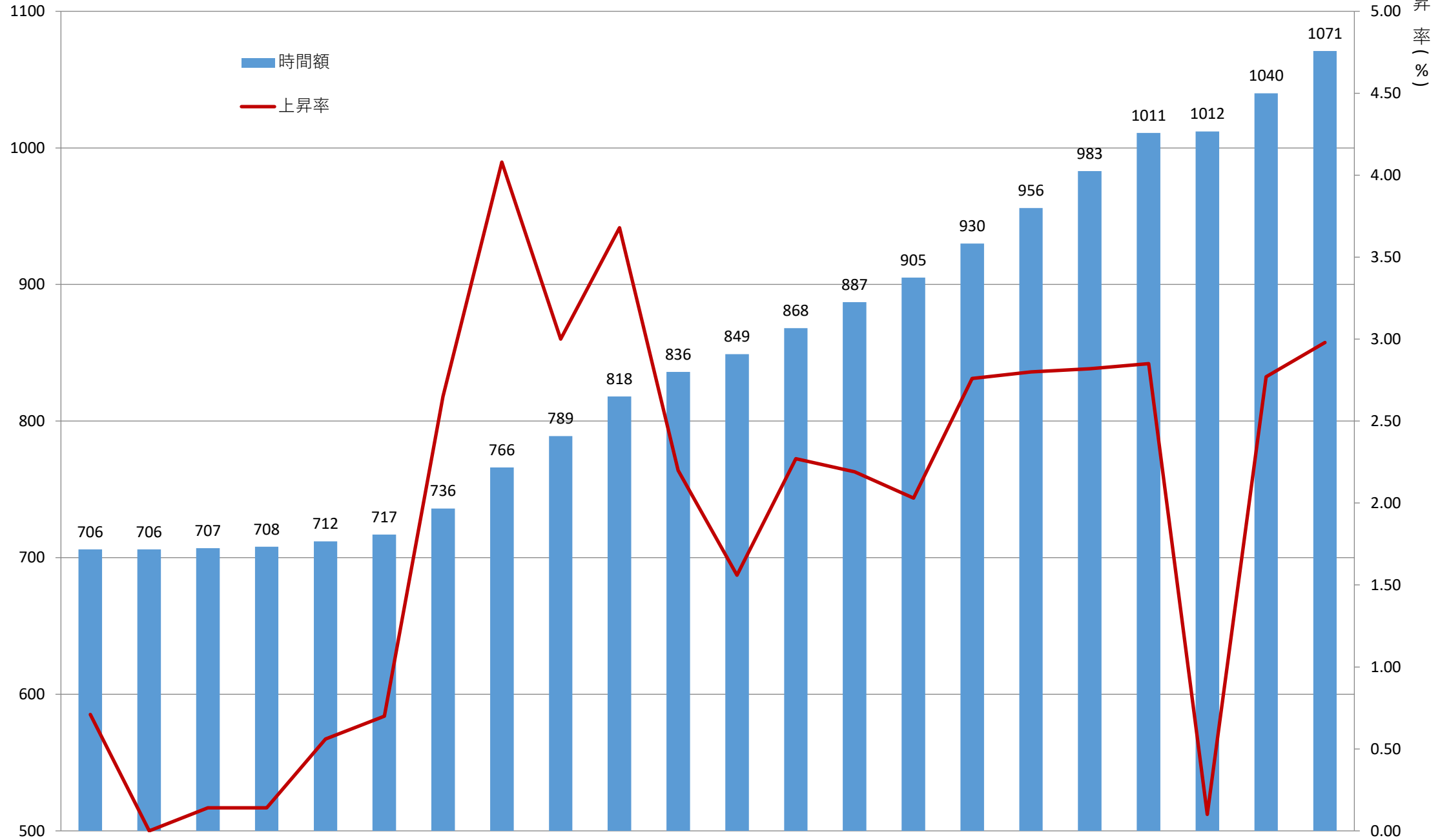
業務改善助成金の活用を促進するため、神奈川県労働局では、神奈川県働き方改革推進支援センターにおいて、賃金引上げに活用できる業務改善助成金の申請に関する相談等に対応するなど事業場に対する支援を行っております。

お問合せやご相談は、「神奈川県働き方改革推進支援センター」まで  
電話：0120-910-090 メール hatarakikata@mb.langate.co.jp

円

### 神奈川県最低賃金と上昇率の推移

上昇率(%)



年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4
時間額	706	706	707	708	712	717	736	766	789	818	836	849	868	887	905	930	956	983	1011	1012	1040	1071
上昇率	0.71	0.00	0.14	0.14	0.56	0.70	2.65	4.08	3.00	3.68	2.20	1.56	2.27	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	2.77	2.98
引上額	5	0	1	1	4	5	19	30	23	29	18	13	19	19	18	25	26	27	28	1	28	31
発効日	H13.10.1	H14.10.1	H15.10.1	H16.10.1	H17.10.1	H18.10.1	H19.10.19	H20.10.25	H21.10.25	H21.10.21	H23.10.1	H24.10.1	H25.10.20	H26.10.1	H24.10.18	H28.10.1	H29.10.1	H30.10.1	R1.10.1	R2.10.1	R3.10.1	R4.10.1

# 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した  
費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!



業務改善助成金

検索



## 概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場  ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※3)  【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## 助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和5年3月31日です。

## お問い合わせ先

- ◆ 「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0120-366-440 (受付時間 平日8:30~17:15)

## 申請先

- ◆ 助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



## ～ 業務改善助成金の活用事例 ～

### 事例1 デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】愛知県 【従業員数】5人 【事業内容】飲食業

#### 課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

#### 実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい（総務担当者）



#### さらなる工夫

従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

#### 実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理することができるようになった。

#### 成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

### 事例7 理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】 【所在地】京都府 【従業員数】2人 【事業内容】理容業

#### 課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

#### 実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい（代表者）



#### さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

#### 実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

#### 成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

事業主、  
労務担当者様

ぜひ

# 専門家に ご相談 ください!

(社会保険労務士等)

**取組みはお済みですか？**

残業60時間超の賃金引き上げ

義務化 (2023年4月)

育児・介護休業法改正 (2022年4月)

パワーハラスメント防止措置

義務化 (2022年4月)

同一労働同一賃金

時間外労働の上限規制

年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

「神奈川働き方改革推進支援センター」とは、働き方改革関連法の内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に向けた支援を行います。

相談方法

① 企業訪問

② 電話・メール

③ センター来所

オンラインでの  
ご相談にも対応可能



## 神奈川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-910-090

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒231-0015  
横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6F

MAIL hatarakikata@mb.langate.co.jp FAX 0120-971-030

URL <https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

働き方改革 神奈川

検索



2022年  
4月～



育児・介護休業法（産後パパ育休等）の義務化  
 パワーハラスメント防止措置の義務化  
 女性活躍推進法における義務化（労働者101人以上の事業主）



2019年 4月～

年次有給休暇の  
確実な取得

大企業 2019年 4月～  
 中小企業 2020年 4月～

時間外労働の  
上限規制

大企業 2020年 4月～  
 中小企業 2021年 4月～

同一労働同一賃金

## 個別訪問申込書

神奈川働き方改革推進支援センター

FAX: 0120-971-030

事業場名			ご担当者 氏名	
所在地	〒 -			
連絡先	電話		E-MAIL	
	FAX			
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( )		<input type="checkbox"/> <b>オンライン相談希望</b> ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。	
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 <small>(非正規労働者待遇改善)</small> <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【			

### 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
 情報通信部 PMR 担当 E-MAIL: privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 4 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である神奈川労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する（チェックしてください）